

## 第 3 回

### 檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 5 月 1 4 日 ( 金 ) 1 3 時 3 0 分

場 所 大成町町民センター

### 第3回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年5月14日(金) 13:30～15:21 場所:大成町町民センター

#### 1. 会議録署名委員の指名について

付議事件の報告

#### 2. 報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

#### 3. 議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱について(新町名称選定小委員会委員指名)

#### 4. 協議第4号 事務所の位置について

#### 6. 協議第5号 財産の取扱いについて

#### 7. 協議第6号 議会の議員定数及び任期の取扱いについて

#### 8. 協議第22号 新町建設計画について

#### ○出席委員

##### 大成町

副会長	花田 千賀志	委員	高畑 實	委員	大野 忠勝
委員	佐々木 陸郎	"	成田 直彦	"	濱口 敬子
"	朝倉 満				

##### 瀬棚町

副会長	平田 泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口 勝利
委員	桜井 明雄	"	用名 要一	"	新保 静夫
"	工藤 芳江				

##### 北檜山町

会長	内田 東一	委員	斎藤 洋一郎	委員	酒井 誠一
委員	真柄 克紀	"	中山 修身	"	石川 文枝
"	中島 勝則				

#### ○第8条第2項委員

檜山支庁 小田 千秋

#### ○欠席委員

なし

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣      幹 事 越 野 邦 夫      幹 事 碓 谷 恵 一  
幹 事 高 野 利 廣      "      水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高      勉      事務局次長 駒 谷 正 義      事務局次長 成 田 円 裕  
書 記 小 板 橋      司      町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、ただいまより第3回の檜山北部3町合併協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、今回の合併協議会から瀬棚町議会からの選任委員でありました笠原誠作委員にかわりまして、新しく選任されました桜井明雄様に対しまして、合併協議会委員の委嘱状を内田会長の方から交付いたしたいと存じます。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町議会議員、桜井明雄様。檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。平成16年5月1日。檜山北部3町合併協議会会長 北檜山町長 内田東一。よろしく願いいたします。

(道高事務局長)

ただいま新しく協議会委員に就任されました桜井明雄委員に自己紹介を一言お願いしたいと思いません。

(桜井委員)

桜井です。よろしく願いいたします。

(道高事務局長)

ありがとうございます。

会長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、開会に当たりまして、協議会の会長であります内田北檜山町長よりご挨拶を申し上げます。

(内田会長)

皆さん、本日は皆様方には大変お忙しいところ、このように全員の委員の皆さん方のご出席をいただきまして第3回の協議会が開催されますことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

また、先ほど委嘱状をお渡しいたしました桜井委員さんには、笠原委員さんと交代ということで新しくお迎えすることになったわけでございます。これからはどうかひとつよろしくお願い申し上げます。

今回で3回目を迎えたわけでございますけれども、今までは皆様方には大変なご意見、そしてまたいろいろのご意見等もちょうだいいたしまして、しかし、最終的には意見の統一を見たということで、私は順調に推移をしているのでなかろうかというふうに思っておるわけでございます。これからもま

だ、一つ一つ問題があるわけでございますけれども、忌憚のない皆様方のご意見を拝聴しながら、しかし最後には何といても意見がまとまるように、ひとつ改めてまた協力をお願いを申し上げたいというふうに思うわけでございます。

きょうはたくさんの傍聴の皆さん方もおいでになっております。そうした中で傍聴の皆さん方にもいろいろとご意見をお聞きいただいて、我々にまた何かご助言をいただければというふうに思うわけでございます。

きょうはお手元に配付したとおり、報告から始まって6件の案件がございます。どうかひとつ、一つ一つ皆様方のご意見をいただいて、そしてまた、この中で議論をし、最終的にさっき言ったように、まとまりを見させていただきたいというふうに思っておるわけでございます。どうかひとつ本日の会議が実のある会議でありますことを心からお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は、22名でございます。定足数に達しております。会議は成立していることをご報告させていただきます。

また、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることとなっております。それでは、内田会長、よろしく申し上げます。

(内田会長)

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどをお願いをいたします。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、濱口勝利委員と酒井誠一委員を指名をいたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

どうぞ。

(道高事務局長)

それでは、きょうお手元に差し上げました議事日程の2枚目でございます。

第3回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1. 会長から報告及び提案のあった事件は次のとおりである。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱について

以上のとおり報告する。平成16年5月14日、檜山北部3町合併協議会議長。

以上でございます。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について

(内田会長)

それでは、続いて日程第2、報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局より報告第1号について説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、議案の1ページでございます。お開きいただきましたでしょうか。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会委員の変更について。平成16年4月28日付で瀬棚町議会議長から瀬棚町議会議員の任期満了に伴う改選により、議会選任委員2名のうち1名の変更について通知があったので、下記のとおり報告する。

変更前は笠原誠作委員でございまして、変更後は桜井明雄委員でございます。

平成16年5月14日報告、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

報告第1号につきましては、瀬棚町議会議員の改選に伴う委員の変更によるものでありますので、了承をいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、そのようにご承認をいただきます。

議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱について

(内田会長)

続いて日程第3、議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱についてを議題といたします。

事務局より議案の内容説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱について。

檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項の規程に基づき、新町名候補選定小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。

平成16年5月14日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

議案第1号 新町名候補選定小委員会運営要綱について、事務局よりご説明をさせていただきます。議案の3ページをお開き願います。

第1条は、檜山北部3町合併協議会規約第11条第2項におきまして、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮って定めると規定されておりますので、この規定に基づき新町名候補選定小委員会の運営に関して必要とされる事項を定めるものであります。

第2条は、小委員会で協議、調整すべき事項を定めたものであります。

第1号は、新町名の候補の選定を行うことを定めたものでございます。

第2号は、新町名の候補を選定する上での選定基準の策定に関する事項を定めたものであります。

第3号は、その他として新町名に関する必要な事項を協議、調整することを定めたものであります。新町の名称の公募方法やチラシの作成等に関する事項が協議されることとなります。

第3条は、小委員会の組織について定めたものであります。協議会委員のうちから、各町の町長、議会の議長または議会の議員のうち各町1名、町民代表各町1名、檜山支庁地域政策部長1名の合計10名で構成することとしております。

第4条第1項は、小委員会に委員長1名、副委員長1名を置くことを定めたものであります。

第2項は委員長及び副委員長の選任方法を定めたものであります。選任方法を委員の互選によることとしております。

第6条第1項は、会議の招集方法を定めたものであります。会議の招集は委員長が招集することとなります。

第2項は、会議の進行役となります議長を委員長が行うことを定めたものであります。

第7条は、協議会に対して小委員会での協議、調整の経過、調整結果を報告することを定めたものであります。報告は、小委員会の委員長が行うこととしております。

第8条は、小委員会の庶務は、協議会の事務局が行うことを定めたものでございます。

4ページをお開き願います。附則におきまして、この要綱の施行日は平成16年5月14日、本日からとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま事務局から議案の説明が終わりました。

運営要綱案について今お聞きになりましたけれども、何か委員の皆さん方からご意見がありましたら、ひとつ発言をいただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

佐々木委員。

(佐々木委員)

3ページの運営要綱の中の第7条の件であります。小委員会での協議事項については、結果を待つことなく、その経過も含めて協議会に報告することになっておりますが、そこでこの協議会で報告した場合についてのいわゆる議論、単なる報告でとどめようとするのか、もちろん皆さんのご意見をその場でいただくのか。私は後者の方が正しいと思うのですが、その辺どのように考えておられるかどうかということです。

(成田事務局次長)

当然、小委員会には決定する権限はございません。あくまでも調整なり検討する組織でございますので、それを報告していただいて、やはり協議会の全体協議でもって決定していくという方向で考えております。

以上でございます。

(内田会長)

よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございますので、ご承認をいただきます。

それでは、全員の皆さん方のご承認をいただきましたので、新町名候補選定小委員会運営要綱については、原案のとおり決することにいたします。

続きまして次に、ただいま決定いたしました新町候補選定小委員会運営要綱第3条の規定に基づきまして、各町から3名ずつの委員を会長が指名いたしたいと存じます。なお小委員会の委員の指名については、小委員会設置規程第3条によりまして、協議会の会長が指名することになっているところでございます。

それでは、各町ごとにご指名をいたします。

まず、大成町からは花田副会長、佐々木委員、成田委員、瀬棚町から平田副会長、柳田委員、新保委員、北檜山町から私内田と真柄委員、石川委員の9名と檜山支庁地域政策部長の小田委員をそれぞれ指名させていただきたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、ご指名をいただきました委員の名簿を、ただいま事務局から配付をいたします。

協議第4号 事務所の位置について

(内田会長)



それでは、続いて日程第4、協議第4号 事務所の位置についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読と協議項目、事務所の位置に関する資料の説明をいたします。

(成田事務局次長)

協議第4号 事務所の位置について(協定項目4)。事務所の位置について、次のとおり提案する。

協議事項、事務局の位置。調整の内容、北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な別組織とする。

平成16年5月14日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第4号 事務所の位置について、事務局より説明をさせていただきます。

議案の6ページをお開き願います。留意事項をごらん願います。新設合併は新たな法人格が発生することとなるため、条例で事務所の位置を定めることとなりますが、あらかじめ合併協議会の場で協議を行い、決定することとなります。

次に、事務所の位置に関する法令をごらん願います。地方自治法第4条第1項では、事務所の位置を定める場合と変更する場合は、条例で定めなければならないとされており。

第2項では、事務所の位置を定める場合は、住民の利便性、交通事情、他の官公署の位置などを考慮して定めなければならないとされているところでございます。

7ページをお開き願います。事務所の位置を決定する際に関連するものとして、各町の庁舎の活用方法を定める必要がございます。庁舎機能の方式は、今後ご協議いただく協定項目13、組織機構の取扱いと関連がありますので、あらかじめ庁舎機能の方式についてご説明をさせていただきます。

基本的な庁舎機能の方式としまして、本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式の3通りがございます。まず初めに、本庁舎方式は、現在の3町の組織・機構を1カ所に集中させ、他の庁舎は窓口的な機能のある支所や出張所とする方法であります。この方式を採用した場合、費用的な面では、組織・機構を1カ所に集中させるため、担当課や職員数が増加したりするため、既存の庁舎では対応できなくなり、新庁舎の建設や増築等により多額の建設費が必要とされるとされており。住民サービスはどうかと申しますと、本庁舎でなければ処理できない事項が多くあることから、急を要する住民からの相談に対応しづらい面があります。また、本庁舎の近くに住んでいる人以外は、住民相談等に本庁舎まで出向くことが多くなるため、不便を感じるとされており。事務効率化の面から見ますと、組織・機構を1カ所にすることにより集約が図れますので、人的配置は少なくすることが可能となるとともに、事務作業的には効率化が図られるとされており。

次に、分庁舎方式ですが、既存の3町の庁舎に行政機能を分野ごとに振り分ける方法です。各町の庁舎に部門を分散することとなります。費用面では、各町に部、局、課、部門を残すこととなるため、職員配置は一定程度の数は確保され、各町の庁舎は急激な職員配置数の変動が小規模に抑えられるため、増築の必要が少なく、窓口の変更に伴う改装費などの費用で賄うことができるとされており。住民サービスはどうかと申しますと、業務部門が分散されるため、窓口も分散される

こととなり、住民が戸惑う恐れがあることから周知が必要とされております。またサービスを受けることが可能な本庁所在地以外の住民に対しては、窓口までの距離が遠くなるため、不便を強いることとなるとされております。事務の効率化では、行政機能が分散するため、部門ごとの連携が図りづらいことや、事務的な連絡等が不便となり、管理上の効率は余りよくないとされているところでございます。

次に、総合支所方式ですが、町長部局の管理部門や議会、教育委員会などの事務局部門は本庁舎に設置し、その他の行政機能はそのまま残す方式です。費用面では既存の施設をそのまま利用できますので、庁舎の改装費程度の費用で賄うことができるとされております。住民サービス面では管理部門を除き、既存の庁舎に一定程度の職員配置をすることとなるため、現状に近いサービスの提供が可能になるとされております。事務効率化の面では、本庁舎方式に比べ事務の効率化は図りにくいとされております。なお、支所機能の充実を図るため、人件費等の削減があまり期待できないことから、事務効率化が進まないとされております。また、新町の一体感が醸成されにくいともされております。

8ページをお開き願います。参考例として、各町の現状と本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式のイメージを掲載させていただきました。このイメージは、あくまで庁舎の方式としての参考例でありますので、合併時の組織・機構はこのとおりの内容となるものではありませんので、その辺をご理解お願いしたいと思います。

初めに、3庁舎の現状です。北檜山町が出納室長を置き、他の2町は収入役を置いていますが、3町とも本庁舎方式となっております。

9ページをお開き願います。本庁舎方式のイメージです。本庁舎には組織・機構を1カ所に集め、残りの庁舎は支所または出張所として窓口業務の機能を分担させております。

10ページをお開き願います。分庁舎方式のイメージです。3町の庁舎に課単位で配置を行った場合としております。庁舎1には教育委員会や農業委員会等の委員会と町長部局の課を配置としております。庁舎2には、町長、助役、収入役の三役を置き、議会と町長部局の課を配置としております。庁舎3には、庁舎1に設置した委員会を除く町長部局の課を配置としております。なお、この組み合わせ方はその町の事情により変えることは可能となっております。

11ページをお開き願います。総合支所方式のイメージです。3町の庁舎の一つに政策・管理部門を集め本庁舎とし、支所も含めて設置した場合でございます。本庁舎には教育委員会や農業委員会等の委員会、議会、町長、助役、収入役の三役と管理部門に係る部、局、課などを置き、本庁舎内にも住民サービス業務に対応できる支所1を置いております。支所1と同様の機能を本庁舎以外の庁舎に置き、支所2、支所3としておりますが、これが一般に言われている総合支所方式です。

また、庁舎機能の方式を組み合わせることも可能です。参考までに申し上げますが、総合支所方式と本庁舎方式を組み合わせた場合は、本庁舎内に支所1を置かないで、庁舎機能の方式は本庁舎として、本庁舎以外は総合的な住民サービスを提供できる支所を置く方式も考えられます。いろいろな組み合わせがございます。そういうことでございますので、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま事務局より協議案の内容説明が終わりました。これから協議に入らせていただきますが、その前に私の方からちょっと原案について、整理をさせていただきたいと思います。

協議第4号の協定項目では、新町における役場の本庁所在地はどこに置くのかということでございます。そのことに関しまして任意協議会の意見としては、住民の利便性などを考慮した結果、北檜山町役場の現庁舎を本庁舎としたところでございます。その点について、まず協議をしてまいりたいと思います。

そしてまた、大成町役場と瀬棚町役場につきましては、基本的には両町に支所を置くということでありまして、支所のあり方については、現行組織から管理機能を除いた分を設置し、住民サービスの低下を招くことがないような総合的な支所方式という考えであります。

そこで、支所のあり方をどのような方法にするかということについてですが、これから協定項目として協議に上がっております地域自治組織の問題や行政組織・機構後の取扱いの関連がありますので、支所の方法についても一緒に幹事会などで今後十分検討していただいて、再度提案していただきたいと思うところであります。このことについて、委員のご意見を伺いたいと思います。

それではまず、前段の新町における事務所の位置についてですが、原案の北檜山町役場を本庁所在地とすることについて、ご意見を伺いたいと存じます。

大野委員。

(大野委員)

この問題は大変私も頭が痛いといいますが、大変この間も問題協議会で議会の皆様方と協議したのですが、まず、議長さんも利便性ということを行いました。確かに、北檜山町は利便性に富んでいる町だなと私は痛感しております。そういうことを考えるならば、やはり大成町はこの利便性が、交通あるいはいろんな面で考えた中で一番不利な地域であるのではないかなという気はしております。そういう中で、今言われているのは、三つの選択肢あるのですが、本庁舎の方式を用いるのだよということですよ。その中でやっぱり私が考えるに……

(内田会長)

済みません、今は事務所の位置なのです。

(大野委員)

それに関連しているのですが、私ははっきり言って、基本的には北檜山が一番いいのではないかなという気がしております。そういう中で前段に言いましたけれども、地理的にも、例えば交通的にもちょっとは不利な条件が大成には整っているということは言えますよね。その中で、これから新町の建設計画の策定の中でいろんなことが出てくるとは思いますけれども、利便性を考えるならばいいと思いますので、一番不利な条件の大成町ですから、その中でいろんなことが議論されて、いろん

なことが出てくると思いますから、これを皆さんに理解を賜れば、私は北檜山町で基本的にはいいのではないかなという意見でございます。

ただ、これもまた勝手な意見なのですが、やはり北檜山町に庁舎を持っていくならば、例えばここにうたってあります。管理機能を除く幅広い住民サービスがあるということで、各課によっては北檜山に職員が通うと。その中で、口幅ったく言わせてもらえれば、同じまちなのだけれども、大成町から通って、また家を建てた人はいいのだけれども、どういう人が行くかまだわからないのだけれども、将来はそこに住みつくのではないかなという、過疎につながる一つの要因も秘めていることなのです。大変これに関しては私も神経をとんがらかしてやっているのですが、何しろ地理的、あるいは利便性を考えるならば、あれでないかなという気がしております。基本的には私は、北檜山町でいいのではないかなという結論でございます。

(内田会長)

今、大野委員さんのお話、それは今言ったように、皆さん方にお諮りしているのは位置についてどうだというご意見で、それで大野委員さんの方ではその後いろいろご心配のことがあるという、それは確かにそうだと思いますけれども、それらについては今後これからそれぞれ私どもは各町均衡のとれた発展の仕方というのをしなければならぬと思っておりますので、それらについてはこれからまたそれぞれ委員の皆さん方、そしてまたそれぞれの町の皆さん方のご意見等もありますので、それはまた別の問題としてひとつ進めてきたというふうに思っております。今のは、まず一つずつ解決していくのは、今の本庁の位置として北檜山町という、そういうご意見がありましたものですから、それでよろしいでしょうかということを確認をさせていただいて、その後また、それぞれ協議をしてまいりたいと思います。

そのほかにどうでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

濱口委員。

(濱口勝利委員)

ここにありますように、任意協で調整されました北檜山町というのが順当な決定であろうと、このように思います。

(内田会長)

ほかにはございませんか。

桜井委員。

(桜井委員)

私も任意協のときに論じられた部分で、今金もそのときに入っていたと思うのですが、現在もその内容等としては、利便性その他、総合的なことから考えて、北檜山は住民サービスへのその辺の部分も考えて、それが妥当だろうというふうに思っています。

(内田会長)

ほかにございませんか。今お3人の意見では、利便性からいって北檜山町に本庁の所在地を置くとう、そういうご意見がございましたけれども。

佐々木委員。

(佐々木委員)

常識的に考えれば、そう落ちつかざるを得ないのかなというふうに思うのですが、しかし、あまりにも利便性、利便性というところが強調されますと、何を主体にしての利便性という、その観点がちょっとそうなればわからなくなってきますので、その辺きちっと説明していただきたいと思います。なぜ、北檜山がいいのかということを確認にした方がいいと思います。ただ、利便性という言葉で片づけられてしまえばちょっと理解に苦しみますので、その辺ははっきりしてください。

(内田会長)

これは、先ほども桜井委員の方からもお話ちょっとありましたけれども、実は当初、今金町北部4町の中で議論、協議をしたときに、例えば新町名をどうするか、そしてまた本庁の所在地をどうするかというような議論が出ました。その中で今ご案内のとおり、今金町は町名は今金を使ってほしい。そしてまた、本庁の所在地も、今金に置いてほしいというような、そういう要請が実はあったわけです。そうした中で、やはりそれは確かにどこの町も本庁を欲しいということは、これは間違いのない、これはだれも同じ思いなのです。ですから、さっき言ったように利便性からいうと、いわゆる本庁を今なぜ北檜山かということになれば、大成でもいいのでないか、瀬棚町でもいいのではないかというそれは議論になると思うのですけれども、当時そうした中で話をしたときに、やはり4町の中でやった場合には、やはり中心は北檜山でいいのでなからうか。それで、利便性というのは、大成町からそのお話があったのですけれども、一番3町の例えば今金なり瀬棚なりというのは、大体5キロ、6キロの間の中であると。ただし、大成だけは相当やっぱり不便であると。そんな中で北檜山に行くのも大変であると。そこでまた本庁を今金に持って行って、今金まで行くということはこれまた大変なので、それはやはり我々としては北檜山町がいいのでないかというような、そういうお話もいただいたわけです。ですから、今おっしゃられたとおり、それは何かということになると、これはそれぞれまた反論もあろうと思いますけれども、そうした中でしたときに、北檜山町が一番中心になるのでないか。どこから来てもやはり利便性からいくと、いいのでないかというようなことから、北檜山町という話が出たわけでございます。ただ、今回は3町でございますから、またその中でそれぞれの皆さん方のご意見もあろうと思いますけれども、そうした中で、北檜山に決まったという、話が出たということはそこなのです。

(柳田委員)

取り越し苦労かもわからないのですけれども、やっぱり議長のお立場も考えながらお話しさせて

いただければ、任意協の中ではやっぱり会議録もとられたことでありますし、もし、ということもあれば、また後でご苦労なさることもおありだというふうにも考えられますので、できれば事務的作業を進められた方から、答弁させていただく面が多々あった方がよろしいのかなと思いますが、この点についていかがでしょうか。

(内田会長)

平田さん。

(平田副会長)

今、利便性のことで主体的な事務所の位置というものを決定していくという方向で議論されていると思いますが、任意協の中でのこと、私から言うのもおかしいのかしりませんが、私は自分の発言としてもう一つ加えていることは、やはり合併を仮にしましても、この3町の財政状況というものはそれほど大きく好転しないだろうというふうにも考えられます。その中で、やっぱりこの合併して本庁舎をどこかに置いた場合に、管理機能なり議会の機能なり委員会組織が移りますから、当然そこには庁舎の増築であるとか改修だとか、多少こういうことは逃れられないというのが現状だと思います。そういうことを考えていくと、瀬棚にしても大成町にしましても、そうすると、この経費が相当かさむのではないかというようなちょっと考え方もあります。そういうことを考えると、建てて間もない、また相当大きな規模で建築されている北檜山の庁舎が、それほどこれに手をかけていなくても、十分これに対応できていくのではないかということで、今後の財政面を考えた上でも北檜山町の庁舎が本庁舎として最適だというふうに私ども考えて、そんな意見もさせてもらったというのが実際でございます。

(内田会長)

そのほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ご意見がないようでございます。各委員から今大変いろいろご意見をいただいたわけですが、それでは、原案の北檜山町役場を新町における事務所の位置とすることと、そういうふうにご確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、新町の事務所の位置については、北檜山町徳島36番地の1、現北檜山町役場とすると

いうことに決定をさせていただきます。

それでは次に、先ほどの後段についてですが、大成町役場と瀬棚町役場については、あくまでも合併によって住民のサービスの低下の起こらないように、支所の設置をするということではいかがなものごさいますでしょうか。具体的な方策については、地域自治組織や行政組織等の取扱い等の関連がありますので、その協議項目の際にこの問題を含めて協議をいたしたいと思っておりますが、その点について皆さんのご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

皆さん方からご意見があればひとつご発言をいただきたいと思っております。

大成、瀬棚町については住民サービスの低下をさせないように、支所を置くということ。

真柄委員。

(真柄委員)

今までの本庁舎の位置でもいろんな委員の方からご意見出ましたけれども、確かにこの支所の問題というものは、各支所になる地域においては本当に大変重大な関心と同時に、最大の問題をはらんでいるテーマだと思いますので、先ほど会長の方からも提案されましたとおり、この幹事会だけではなく、このいろんなパターンはこれ出ていますから、これは各自私ども勉強させていただきませうけれども、それとは別にもしできれば、特別委員会等の中で、それこそ本当にできるだけ両町のいろんな意見を徹底的に聞きまして、そういう中で土台をくみ上げて、そして提出していただいた方が、これは検討もしやすいし、そういう中でこの調整内容にうたわれているあくまでもこの管理機能の幅広い住民サービスを提供できなければ意味ないわけですから、ぜひそれに向かって小委員会の方で早急に取り上げていただきたいと私は思います。

(内田会長)

今、先ほど本庁舎の位置については北檜山町ということで皆さんのご確認をいただいたわけですが、そこに残る今言ったように大成、瀬棚については、いわゆる住民サービスの低下のないような、そういう支所方式に進めていったらどうかというご提案を申し上げます。

はい、どうぞ。

(佐々木委員)

それで、調整内容は総合支所的な別組織と、先ほど担当者の説明で幾つかこのパターンが出ましたけれども、今後議論の中で十分類似したもので出てくるかもしれませんが、別なものも当然考えられるということですね。その点だけ確認しておきたいと思っております。

(内田会長)

では、そういう方法で、私が今言ったような方法でよろしいでしょうか。これからの議論していくという中では、今、佐々木委員がおっしゃったように、十分これからの支所の扱いについても、いろいろ協議会の中で議論していくということで、そういうことでよろしいですか。

(成田事務局次長)

事務局の方からご説明させていただきたいと思います。

先ほどご説明いたしました11ページ、総合支所方式でございます。こちらの方を見ていただきますと、例えばこの支所機能があるのですけれども、支所長を置いて、係長を置いて、それぞれ担当窓口ということで、これは一定のサンプルとして示したものののですけれども、方式を実は総合支所方式にして、この支所の機能をもっともっと充実させた組織とすれば、住民サービスの低下を招かないそれぞれの町に一定程度の権限の持った支所が設置できるのではないかというようなことでございますので、できましたら、支所の方式を総合支所方式という一定の方式を決めていただければ、非常にその後の組織の組み方とか、いろいろな流れの中で事務局としても原案をたたき上げやすいのではないかというようなことで、ご理解をお願いしたいと思います。

支所の方式としては、総合支所方式を原則としていくけれども、中身についてまだ精査をしていかなければならない点もありますものですから、それらについては幹事会等で十分検討されたものを協議会の中で議論をし、皆さんが納得のいけるような、そういう方法で進めてまいりたいというふうに思いますので、その点ひとつご理解いただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、ただいま申し上げたとおり、そうしたことで決定をさせていただきたいと思います。

#### 協議第5号 財産の取扱いについて

(内田会長)

それでは、続いて日程第5、協議第5号 財産の取扱いについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読と協議項目、財産の取扱いに関する資料の説明をいたさせます。

成田事務局次長。

(成田事務局次長)

協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて(協定項目5)。財産及び公の施設の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、財産及び公の施設の取扱い。調整の内容、3町の所有する財産、債務及び公の施設は、すべて新町に引き継ぐものとする。基金については、その趣旨、目的に応じて統合し、新町においてその取扱いを調整する。

平成16年5月14日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

18ページをお開き願います。町有財産の状況について、主なものについて財産区分、債務区分に集計し、計数は平成14年度決算数値を掲載させていただきました。なお、財産区分、債務区分ごとの詳細は20ページから25ページに記載しておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

参考法令をごらんいただきたいと思います。

参考法令には、財産等に関する定義などについて掲載をさせていただきました。1行目をごらん



ください。市町村の合併に伴う財産処分につきましては、合併関係市町村が協議して定めることとされており、協議が調ったときは協議書を作成するとともに、議会の議決が必要となります。

2行目をごらんください。財産の定義です。地方自治法第237条第1項において、財産とは公有財産と物品及び債権並びに基金をいう」と規定されております。さらに、公有財産は行政財産と普通財産に分類をされるところでございます。

19ページをお開き願います。こちらの表につきましては、釧路地域6市町村合併協議会における基金の調整方法と起債についての取扱い事例でございます。基金の調整方法は右欄に図解しておりますが、制度上同じものや事務事業がそのまま新町において継続されるものは、現行どおり引き継いだり、新町の事務事業と一体化して引き継ぎ、統合することとし、統合時期を合併時と経過措置に分類をしております。

類似の基金を新たな制度に再編整備する場合は、再編として取扱い、合併時と経過措置に分類をしております。廃止する場合も同様に合併時と経過措置に分類をしているところでございます。

地域限定とする場合につきましては、新町において整理することとし、調整猶予としての取扱いをした上で、猶予期間を定めております。

なお、統合、再編、廃止、調整猶予のいずれにも該当しない場合は、その他として取り扱う方法とし、合併時と経過措置に分類をしているところでございます。

表の左欄、中段の起債の取扱いについてをごらん願いたいと思います。

起債とは新たな建設事業などを行う際に借入れをするお金のことをいいますが、その取扱いについては合併時には基金などプラスの財産だけでなく、起債、債務などマイナスの財産を新町に引き継ぐこととなりますので、マイナスの財産は新町の財政状況を悪化させないよう慎重に取り扱うこととしているとの内容となっております。今後合併時までには各市町村で行う予定の大規模な事業展開は極力抑え、新市町村の財政状況を緩和していくとの申し合わせ事項を定めたものでございます。

次にページが飛びますが、26ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方債現在高及び地方交付税算入額を一覧表にしたものであります。この一覧表の計数は借入金の利息も含めた額をもって地方債の残高として取りまとめをさせていただいたところでございます。町別合計の各町の地方交付税算入率をごらんいただきたいと思います。下の方になります。こちらの方を見ていただきますと、大成町が交付税の算入率が48.7%、瀬棚町が70.8%、北檜山町が52.4%となっております。これにつきましては、過疎債や辺地債など、交付税の算入率が高い地方債を活用した場合については、交付税の算入率が高くなるという傾向にございます。

29ページをお開き願います。合併が行われた場合につきましては、公用文書類、未徴収金、歳計現金、債権、債務などは地方自治法施行令第5条第1項の規定により新町に事務が引き継がれることとなります。

次に、合併に伴う予算、決算の手続は、どのように処理するのかと申しますと、合併に伴う決算の場合、通常は年度末の3月末が会計閉鎖日となり、国・道補助金収入や支払いの関係から、5月

末までの2カ月間を出納整理期間として決算処理していますが、新設合併の場合には法人格が消滅しますので、合併日前日をもって決算処理をすることとなります。この場合は、通常の決算における出納整理期間が存在しないこととなります。

それでは、新町の予算はと申しますと、町長及び議会議員を選出するまでの間につきましては、新町の町長の職務執行者が議会の議決を経ないで暫定予算を調整します。ただし、政策面に係る事業費等は、新町の町長の判断によらなければなりませんので、一般的には町長及び議員の選挙費、町長及び議員が就任するまでの町の義務的経費、人件費、事務費、扶助費、交際費などでございます。それと庁舎施設の維持管理費などに限られるとされております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。財産の取扱いについてでございますが、先ほど報告をいたしました原案について、皆さん方のご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

大野委員。

(大野委員)

基金の問題なのですが、23ページに書いてありますね。各町の。7億3,000万、7億8,000万、14億8,000万と。私ちょっとあれなのですが、統合的といったら、これを全部一括して総合というのですかね。例えば目的基金なら、それに即しないものは入れないのだよというふうなことも何か懸念されるのですが、その内容についてちょっと説明してほしいのです。

(成田事務局次長)

23ページにそれぞれいろいろな各種基金がございます。基金の統合といいましても、このいろいろある種類の基金を一本にするというものではございません。なぜかと申しますと、例えば一番上でございます財政調整基金、減債基金、これについては地財法の中で当然法令で定められている基金でございますので、その法令に基づいて一つにしていくという考え方でございます。

また、中には、市町村によって特殊に持っている、その町だけ単独で持っている基金もございます。これをほかの基金に合わせようとしても合わせることができないものでございますので、それはやはり地域限定の基金ということで、その地域に特化した形でその基金を目的基金として使っていくなり、あと中には名前はちょっと違いますけれども、制度が同じ基金もございます。こういうものについては、一つにした方が運用上やりやすいというようなことで、それぞれの目的に応じて基金を統合していくという考え方でございます。

以上でございます。

(内田会長)

そのほかにもございませんか、ご意見。

真柄委員。

(真柄委員)

現在、この任意協で出されたこの協議、調整内容のとおりだと私も思います。対等合併できちんとした形をつくり上げる以上、これに対するすべての債務財産は共通のものとするということは大事だと思いますので、あと今、基金については今言うようにいろんな特性のある基金もございましょうから、それは地域性その他配慮した中でこの調整どおり進めていただければ、一番いい方法だと私は思います。

(内田会長)

ほかにございませんか。

桜井委員。

(桜井委員)

私も同意見です。この原案どおり私もやっていただきたいと思います。

(内田会長)

わかりました。

ではよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、確認をいたします。

それぞれ委員の皆さん方、ただいまのご発言を集約いたしますと、原案どおりということで、いわゆるここにも示してありますとおり、すべての財産については新町にゆだねる、引き継ぐということでございます。再度確認いたしますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、財産の取扱いについては原案のとおり、3町の所有する財産、債務及び公の施設は、すべて新町に引き継ぐものとする。基金については、その趣旨、目的に応じ統合し、新町においてその取扱いを調整するという決まっています。ご承認をいただきたいと思ひます。

それでは、ここでちょっと暫時休憩をいたしたいと思ひます。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

( 午後 2 時 3 1 分 )  
( 午後 2 時 4 1 分 )

( 内田会長 )

休憩を解きまして再開をいたします。

協議第 6 号 議会の議員定数及び任期の取扱いについて

( 内田会長 )

それでは日程第 6、協議第 6 号 議会の議員定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読と協議項目、議会議員定数及び任期の取扱いに関する資料の説明をいただきます。

( 成田事務局次長 )

協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ( 協定項目 6 )。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、議会の議員の定数及び任期の取扱い。調整の内容、3 町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新町の議会の議員として在任する。

平成 16 年 5 月 14 日提出。檜山北部 3 町合併協議会会長、内田東一。

協議第 6 号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。31 ページをお開き願います。

合併の方式において、新設合併としておりますので、新設合併における取扱いとしてご説明をいたします。

それぞれ区分ごとに地方自治法に定められている原則と、合併特例法第 6 条に定められている定数特例、合併特例法、第 7 条に定められている在任特例の内容を掲載させていただきました。

初めに、原則では議員の身分は、合併関係市町村の議員すべてが失職します。任期は設置選挙の日から 4 年となります。定数は人口 1 万人以上 2 万人未満の市町村は 22 人以内となります。

選挙期日は新町スタートの日から 50 日以内となります。また、補欠選挙を行うことができます。

選挙区については、設置できるとともに合併後の最初の選挙については、人口に比例しないで議員数を配分することも可能となっております。

次に、定数特例です。合併特例法第 6 条による方法です。身分、任期、選挙期日、補欠選挙、選挙区については原則と同様の取扱いとなりますが、定数については、合併後の最初の選挙に限り、法定定数の 2 倍を超えない範囲まで議員数をふやすことができます。北部 3 町の場合の法定定数は 22 人以内ですから、44 人以内まで増員することができます。

次に、在任特例につきましては、合併特例法第 7 条による方法です。身分については合併関係市町村の議員は、合併関係市町村の協議により、合併後の 2 年を超えない範囲に限り引き続き新町の

議会の議員として在任することができます。任期は協議により決定することとなりますので、2年を超えなければよいこととなります。任期の設定を1年としても、また1年6カ月としても、それは構わないこととなります。

定数につきましては、法定定数を超えるときは在任している議員の数を定数とします。なお、欠員が生じた場合や議員が総辞職した場合は、法定定数となるまで議員定数を減少させることとなります。また、原則と同様に、あらかじめ合併関係市町村の協議により議員定数を定めることとなります。

選挙期日については、合併前の議員すべてが在任しますので、在任期間終了までは選挙は行われず、補欠選挙についても行わないこととされております。

選挙区については、在任特例を適用している期間は設けることはできませんが、在任特例終了後は原則に戻りますので、選挙区を設けることはできます。なお、この場合、公職選挙法第15条第6項の規定による人口による比例配分となります。

33ページをお開き願います。定数特例と在任特例を適用した場合についてであります。

初めに、定数特例はと申しますと、設置選挙の際に法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができます。新町の場合は、平成12年度国勢調査人口が1万1,842人ですので、地方自治法第91条の上限定数は22人となります。合併時に設置選挙を行い、22人の2倍までの44人以下の議員定数とすることができ、任期は4年となります。任期終了後の4年後には一般選挙となり、22人以下の定数となります。

次に、在任特例はと申しますと、旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができます。各町の法定定数は39人となりますので、選挙を行わないで39人の議員が2年以内在任することとなります。任期終了後は上限定数の22人となり、一般選挙を実施し、任期は4年となります。

34ページをお開き願います。残任特例を適用した場合の任期について参考まで掲載をさせていただきました。

平成17年9月1日に新町をスタートし、在任期間を2年とした場合の各町の議員の在任期間は、大成町が3年1カ月、瀬棚町が3年4カ月、北檜山町が4年4カ月となります。新町を18年3月1日にスタートした場合の各町の議員の在任期間は、大成町が3年7カ月、瀬棚町が3年10カ月、北檜山町が4年10カ月となります。

39ページをお開き願います。旧町ごとに条例で選挙区を設ける場合ですが、ア、合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける場合は、原則による設置選挙となります。人口に比例して選挙区を定めた場合は、現状では旧大成町選挙区が定数5人、旧瀬棚町選挙区が5人、旧北檜山町選挙区が12人となります。なお、最初の選挙のみ人口に比例しないで選挙区を設置することも可能となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりましたので、それでは議会の議員定数及び任期の取扱いについて、提案いたしました調整内容についてご意見を出していただきたいと思えます。

桜井委員。

(桜井委員)

この件に関しては、いろんなことも含んでおりますので、多種多様に問題が大変あると思えますので、私から小委員会の設置を望みたいと思えます。ですから、きょうのこの件に関しては、先延ばしをしながら小委員会にゆだねるということで、私はそれを望んでおります。

(内田会長)

ただいま桜井委員さんの方から、この問題については小委員会の中で検討してもらおうというようなご提言がありましたけれども、いかがでしょう。

(柳田委員)

今の桜井委員の考え方には賛成をいたします。しかし、これからのことを私なりに参考としたいなというふうに思えますことは、この議員の任期の特例ということについて、やはりいろいろと思惑を含めてお考えがあろうというふうに考えます。

それで、理解を深めるためにも、もしおわかりでしたら小田部長さんあたりから、この特例というものについて国の考え方というのは果たしてあるのかないのか。あったとしたら大体どのようなことからこの特例というものを使ってもよろしいですよということが出たのかということも、ちょっとお話しただければありがたいと思うのですが。

(小田委員)

わかりました。この特例が設けられた趣旨ということだと思えます。これは市町村の議会の議員の定数の特例措置という、その設けられた趣旨でございますけれども、これは新たな合併した場合に、例えばこの今の協議の中では、例えば本庁舎が北檜山に置かれると。例えば、ほかの本庁舎がなくなるということになるわけですがけれども、その合併によりそういう旧市町村の役場なりが廃止されたりすることに伴う、例えば人口の流出だとかそういういろんなことが考えられますので、そういったところが寂れてしまうのではないかとということが懸念されるということもありまして、このかえって寂れてしまうのではないかと、そういう議論が第24次地方制度調査会の中でそういう議論がありまして、そういう懸念される地域の代表性を確保するという観点から、一定期間こういった特例措置が設けられたものというふうにされております。国の見解として出されております。

よろしいでしょうか。何かあとあれば……。

(内田会長)

そのほかに、何かご意見ございませんか。  
どうぞ。

(中山委員)

小委員会ができますわね。だから、その中で議論されて、そんな形でやった方がいいと思いますけれども。

(内田会長)

そうしたら、今柳田委員さんが言われたと同じですね。小委員会の中で十分検討してほしい。そのほかにご覧ませんか。  
大成さんの方で何かございませぬか。これについてありませんか。小委員会の中で……。

(佐々木委員)

基本的に賛成です。相当議論が必要だと思しますので、そう計らってほしいと思います。

(内田会長)

わかりました。  
そのほかにご覧ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございます。今、3人の方からご意見がございました。これについてはやはり慎重にこれから議論していくといいのではないかとということの中で小委員会を設けて、その小委員会の中で十分検討してもらおうと。その結果を委員の皆さん方に示していただいて、そこで決定をするというような形でということでございますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

よろしければそういうふうに取り進めてまいりたいと思います。

それでは、ただいま小委員会をつくってというようなお話でございまして、そこでお諮りをいたします。

小委員会の委員構成についてですが、新町名の小委員会と同じように、各町3人、各町町長、議会議長並びに議会議員から1人と、そしてまた町民代表から1名というようなそういう、今までの新町名とか新町計画については、そういう委員の選定をしたのですけれども、それと同じような取

り組み方でよろしいでしょうか。

それでそういうことで、委員については各町から3名ずつ、9人ということで、それに小田委員さんにも加わっていただいて10名という形になりますけれども、そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ではそういうことで今後進めてまいりたいと思います。

協議第22号 新町建設計画について

(内田会長)

それでは、続きまして日程第7、協議第22号 新町建設計画についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目、新町建設計画に関する資料の説明をいただきます。

駒谷事務局次長。

(駒谷事務局次長)

協議第22号、新町建設計画について。新町建設計画について次のとおり提案する、ということで、調整の内容につきましては、これからということで、空欄にさせていただきます。

平成16年5月14日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

資料につきましては、さきにお配りいたしております新町まちづくりプラン(新町建設計画策定に関する説明資料)というものが行っているかと思えます。これに基づきまして説明させていただきたいと思えます。ご準備よろしいでしょうか。

それでは、1ページからでございますけれども、この1ページから5ページまでは4月7日開催されました第1回の協議会におきましてご決定をいただきました、新町建設計画策定方針の関係でございます。資料お持ちでない方いらっしゃいますか。ご準備できておりますか。

それでは、説明を続けさせていただきます。

この新町建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づきまして策定するというものでございます。方針では、計画の名称は〇〇町新町まちづくりプラン(新町建設計画)という名称でございます。この〇〇という部分には、新しい町の名前が入るということでございます。

計画を策定する機関でございますが、檜山北部3町合併協議会となっております。将来構想との関係でございますが、任意協議会におきまして将来構想として檜山北部3町新町まちづくりプランと、これは財政シミュレーションも含んでおりますが、これを策定して第1回協議会に報告しております。それと、この合併に関するアンケート調査も任意協議会で実施しておりますので、その将来構想とアンケート調査における住民意見などを参考として活用しながら、新町の建設計画を策定するという方針でございます。



ただいまご説明いたしました参考とする資料ということで、別冊で3冊お配りしてあると思います。新町まちづくりプラン、それと財政シミュレーション、アンケート調査結果という3冊でございます。将来構想の部分につきましては、新町まちづくりプラン（新町建設計画素案）という形で表紙を差しかえさせていただいておりますが、この内容につきましては将来構想としてまとめられたものでございます。これを基礎資料といたしまして、新町建設計画を策定していくというものでございます。

策定方針に戻りますけれども、この方針につきましては以下、計画の趣旨、計画の構成、計画の期間、それと策定基本方針、公共施設の統合整備と適正配置、財政計画、計画作成に関する関係機関の設置及び関係機関との連携、ここの部分ではこの計画の作成に関する事項については、必要に応じて協議会から小委員会への付託案件とし、素案の集中的な審議を行うということになっております。以上の10本の方針の柱と計画作成における留意点の11項目を定め、新町建設計画策定方針が決定されております。これが1ページから2ページでございます。

3ページ目でございますけれども、新町建設計画についての概要でございます。新町建設計画とは大成町、瀬棚町、北檜山町の住民に対して新町の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという新町のまちづくりプランとしての役割を果たすものであり、新町の将来進むべき方向を示すものでありますし、合併特例法に基づくさまざまな財政支援を受けるためには、この計画が前提となるものであります。新町建設計画は合併特例法によりまして、合併しようとする市町村は合併協議会において作成することとされております。その具体的な内容は合併協議会において自主的な判断により決定されるものであります。合併特例法では新町建設計画に盛り込むべき事項として、四つの事項が示されております。一つ目は、新町建設計画の基本方針、二つ目は、新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項、三つ目は、公共的施設の統合整備に関する事項、四つ目は、新町の財政計画、この4項目を盛り込むこととなっております。

次に、4ページの計画の作成手順でございます。左側のフロー図でございますけれども、1の事業量調査の実施につきましては、事前の準備といたしまして、既に各町に対しまして事業の基礎調査をお願いしているところでございます。

次に、中ほどにあります検討手法の確定ということで、これから決めていただきたいと思うわけでございますけれども、小委員会の設置を考えているものでございます。小委員会が設置されましたら、1で調査いたします事業量に基づきまして、幹事会などで調査、調整をした後、小委員会で協議、調整をしていただきまして、2に記載しております建設計画を構成する諸計画の作成をしていくという手順でございます。なお、2番の(4)、一番下でございますが、アンケート調査につきましては先ほどご説明しましたように、任意協議会で実施済みでございますので、これを活用するというものでございます。

このようにフロー図の流れによりまして作り上げてまいりました素案の段階をもって、5ページに記載されておりますけれども、この手続によりまして北海道知事に事前協議を開始していきたいと。その後、調整等を経て協議会で決定いただき、新町まちづくりプラン（案）を作成し、ダイジェスト版を作成しまして、町民説明を経て北海道知事に正式協議を行うという手順でございます。

知事から異議のない旨の回答を受けて、協議会において新町まちづくりプラン、新町建設計画を定めて建設計画の完成という運びになるわけでございます。

新町建設計画を都道府県知事に事前協議をしなければならないとされておりますけれども、その根拠としましては、合併特例法の定めによるものでございまして、これは5ページの下段に記載されておりますけれども、建設計画には都道府県事業を位置づけることができることとされているため、計画策定に当たって知事と事前に調整を図る必要があることと、第三者的な立場にある知事が、必要な相談に応じるなどの措置を講ずるということが適当であると定められておりますので、そのようになります。

ここまで、5ページまでが第1回協議会で決定された内容でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。前段、今までご説明いたしました将来構想と建設計画との位置づけをフロー図に示したものでございます。将来構想とアンケート調査、これを参考として新町建設計画を策定していくという図でございます。

次に、7ページから9ページにかけてでございますけれども、新町まちづくりプラン（新町建設計画）の内容の案でございます。これはさきに申し上げましたけれども、任意協議会で作成いたしましたまちづくりプランを基本として、合併特例法に規定されている4項目を加えまして、それからこの資料の15ページから記載されておりますけれども、北海道が示しております建設計画策定に関する資料などを参考としまして、以下の項目について策定していくという案でございます。内容についてご説明させていただきます。

第1は、はじめに、ということですが、まちづくりプランの策定の趣旨、期間、構成、合併の必要性などを定めていくものでございます。

第2は、檜山北部3町の概要でございます。地勢、気候、面積、人口、世帯などの現状を示すものであります。

第3は、主要指標の見通しでございます。人口、世帯等、将来の予測を示していくものであります。

第4は、新町まちづくりの基本方針でございます。新町の将来像、それから新町まちづくりプランの基本方策として6本の柱で構成するものと、それから土地の利用など、それから地域別整備の方向性を定めていくというものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第5でございます。第4で定めた将来像実現のための基本施策でございます。これにつきましては、6本の柱を具体的にどのように実現していくのかを定めるものでございまして、一つ目は「健やかに暮らせる福祉のまち」としてということで、ここでは保健・福祉の関係を(1)から(6)までの区分で、二つ目は「活力に満ちた産業のまち」ということで、産業の関係を(1)から(5)までの区分、そして三つ目は「自然と共生する安全なまち」として、環境と安全の関係など(1)から(7)までの区分、それから四つ目は「多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち」としてということで、都市基盤の関係を(1)から(6)までの区分で、五つ目は「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」として教育文化の関係を(1)から(6)までの区分で、六つ目は「みんな

でつくるまち」としてということで、(1)から(5)までの区分にそれぞれ項目を立てまして、項目ごとに施策の大綱と主要事業等を示していこうというものでございます。

次に、第6でございますけれども、北海道事業等の推進でございます。これは先ほども申し上げましたが、建設計画には北海道事業を位置づけることができるということになっておりますので、これを盛り込んでいくというものでございます。

第7でございますけれども、公共施設の適正配置と整備の関係でございます。公共施設の統合整備と適正配置につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情等を考慮するということの基本的な考え方を定めていくというものでございます。

第8につきましては、財政計画でございます。財政計画におきましては、基礎となる将来の人口及び歳入の基本となります地方交付税、また国や北海道の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、将来の事業計画などを考慮しながら、新町において健全かつ計画的な財政運営が行われるよう留意して作成するというものでございます。

以上、八つの構成によってまちづくりプランを策定していきたいという案でございます。

10ページから25ページまでにつきましては、北海道が示しております建設計画の策定に係る資料でございます。これにつきましても参考にして作成していきたいという考え方でございます。

以上の考えをもって、これを専門的なノウハウを持つ業者に作成の委託をして、計画のたたき台をつくっていくと。それをもとにしまして、小委員会などで協議、調整をしていただきながら、新町のまちづくりプランを策定していきたいという考えを持っております。

スケジュールとしましては、第1回協議会において合併協議会スケジュール(案)でも大まかにご説明しておりますが、6月末までには素案をつくり上げまして、7月にはこの素案の段階で北海道知事に事前協議を行い、調整を経て小委員会等で協議した後、9月中には小委員会のまとめとして新町まちづくりプラン(案)として協議会に報告し、協議会において協議した後、新町まちづくりプラン(案)を策定していき、10月には計画のダイジェスト版を作成し、各町民に配付、説明を行ってから最終調整をして、北海道知事に正式協議をするというスケジュールを予定しております。

以上で内容の説明でございますけれども、前段申し上げましたように、別冊でお配りしております資料につきましては、このプランをつくるための基礎資料としていくというものでございます。よろしくご協議お願いしたいと思います。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま事務局から、新町建設計画策定に関しての説明がありました。この新町まちづくりプランの作成につきましては、合併特例法により合併しようとする町村は、この合併協議会において計画を立てなければならないという大きな事業であります。そして檜山北部3町にとっても、合併の効果と産業の振興を最大限に生かせる計画づくりを目指すこともありますので、十分委員の皆さん方と協議を重ねてまいりたいと思っております。この策定方針について、何か皆さん方のご質問が

あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

真柄委員。

(真柄委員)

これだけ基本的に大事な各分野に回ってのいろんな資料づくり、あるいはガイドラインづくりですから、当然今、事務局の方から業者に委託という形が出ました、話が。これ自体は作業によっては当然必要なことだと私思いますけれども、ともすれば業者委託で、実質的な北檜山、それから大成、瀬棚全町民の本当の意味での合併に対する期待をその業者の中に、あとこの協議会あるいは各幹事会あたりの方でどのようにその業者に、きちっと本当に住民のための合併だということ、これは疑う意味ではなくて、ぜひそういう形の中がわかるような形で、アンケート資料もありますし、それから協議会、あるいはあといろんな各町村方の懇談会でもありますので、それを十分に業者に委託する段階でも、しつこいようですけれども、徹底してそういう形で図っていただきたい。あと中身とかこの原案に対しては、私は賛成でございます。

(駒谷事務局次長)

お答えいたします。ただいまご指摘いただきました点を十分認識しながら作成していきたいと考えております。また、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、現在各町、3町でそれぞれ総合計画等策定しているわけでございます。そういうものに基づきまして、今事業の調査、またこれから将来予想される新たな事業なども含めまして、各町からの調査をお願いしているというところでございますので、それらを十分に幹事会等で調整を図りながらつくり上げていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(内田会長)

そのほかにもございませんか。

何か策定に対して何か皆さん方からご提案がございましたら、ひとつご発言をいただいて、それらを参考にしながら取り進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がほかにないようでございます。先ほどからもお話がありますように、この場合やはり新町のまちづくりプラン、計画というものは、これは将来、新町の本当にこれからのまちの将来を占う上でも大変重要な問題である、課題であるというふうに認識をしているところでございます。これらについては、慎重にそれぞれ皆さん方のご意見等もいただきながら取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、調整内容をまとめたいと思いますが、新町建設計画の素案について検討するため、協

議会に新町建設計画策定小委員会を設置をするということにして、当分の間、小委員会に付託をしてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声でございます。

それでは、新町建設計画については当分の間、新町建設計画策定小委員会に付託をして、素案の策定をしていただくことに決定をいたします。

なおまた、新町建設計画策定小委員会の組織については、新町名候補選定小委員会と同じようにしてまいりたいというふうに思っております。運営要綱及び委員の指名については、次回の協議会で行いたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

閉 会

(内田会長)

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉会をいたしたいと思います。

本当にお忙しいところ、皆様方にはご協議、ご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

次回の協議会日程及び新町名候補選定小委員会の開催については、事務局から連絡をさせたいと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

今月の28日は、第4回の協議会が北檜山町で開催されることになっております。どうかひとつその点につきましても特段のご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

またなお、傍聴に来られた皆さん方にもお願い申し上げます。きょうお聞きになられたことで、何かここはこうした方がいいのではないかというようなご意見がございましたら、各地区から委員が出ておりますので、その委員さんの方にひとつご提言をいただきたいと思います。申すまでもなく、これはやはり行政や委員会だけの問題ではございません。やはり一人でも多くの町民の皆さん方のご理解とご協力をなくして、この合併問題というのは解決はできないわけでございます。どうかひとつその点におきましては、皆さん方にもこれからもご協力をお願いを申し上げたいと思います。また私ども、事あるごとに町民の皆さん方に対しまして情報の公開等も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日は、まことにどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(道高事務局長)

それでは、事務局の方からご連絡をさせていただきます。

ただいま会長の方から第4回目の協議会の日程をお話しいたしましたが、第4回目は5月28日金曜日、午後1時30分から北檜山町が今度は会場になります。北檜山町の健康センターで開かれます

ので、あらかじめお知らせしておきます。

それから、新町名の候補選定小委員会についてでございますが、きょう委員さん方にご指名をさせていただいたわけでございます。それで委員会の開催は5月21日、大変早急で申しわけございませんが、21日の午前11時から北檜山町役場第1委員会室で開催いたしたいと思っております。きょう、各委員さんの皆さん方に開催通知と議案を配付をさせていただきます。どうぞ当日議案の方をご持参していただきたいと思っております。

それから、実はきょうから合併協議会のホームページが公開になりました。お手元に「協議会だより」の一番最後のページ1枚載せておりますが、きょうから公開になっておりますから、どうぞらんいただきたいと思っております。

また、協議会だより等でも公開につきましてPRしていきたいというふうに思っております。また、協議会だよりの第2号につきましても、5月19日に各町役場の方に配達されます。5月中にそれぞれ役場の方から各家庭に配付されるということになっておりますので、お知らせしておきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

(午後3時21分)